岡山県津山市川崎字円着寺1358番４ 畑　495㎡	八幡神社 岡山県津山市川崎1430	
徳島県徳島市南沖洲三丁目５番１の１ 公衆用道路 571㎡	久米勝三郎 徳島県名西郡石井町	現況：徳島市所管道路
徳島県徳島市八万町千鳥17番２ 田　13㎡	富士谷　勲 徳島県徳島市二軒屋町二丁目	現況：徳島市所管道路
徳島県徳島市八万町寺山193番３ 畑　3.3㎡	椎野佳津子 徳島県徳島市八万町大坪82	現況：徳島市所管道路
愛媛県四国中央市土居町津根2033番３ 畑　7.6㎡	株式會社住友本社 大阪府大阪市東区北浜五丁目22	
高知県高岡郡日高村沖名字鍋蓋7368番１ 山林　2,557㎡	澁谷　寅次 高知縣高岡郡日下村大字沖名	
高知県高岡郡日高村沖名字鍋蓋7368番２ 山林　742㎡		
高知県高岡郡日高村沖名字鍋蓋7368番３ 公衆用道路 162㎡		現況：道路
高知県高岡郡日高村本郷字米神259番２ 山林　119㎡	橋詰　嘉仲 高知県高岡郡日下村本郷	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を九州農政局長に提出されたい。

平成25年1月18日

農林水産大臣　林　　芳正

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
佐賀県伊万里市二里町中里字一本杉甲3280番２ 堤　33㎡	小隈藤右エ門 佐賀県西松浦郡二里村大字大里	
長崎県東彼杵郡波佐見町皿山郷字櫨ノ尾106番 山林　141㎡	朝長　シマ 長崎県東彼杵郡下波佐見村皿山郷762番地	
長崎県東彼杵郡波佐見町皿山郷字櫨ノ尾108番 山林　224㎡		
長崎県東彼杵郡波佐見町皿山郷字櫨ノ尾110番 山林　320㎡		
長崎県東彼杵郡波佐見町皿山郷字櫨ノ尾131番１ 山林　79㎡	吉田　京藏 長崎県東彼杵郡下波佐見村皿山郷762番地	
長崎県東彼杵郡波佐見町皿山郷字辺後ノ谷810番 畑　422㎡	山道　源吾 長崎県東彼杵郡下波佐見村皿山郷802番地	
熊本県上益城郡甲佐町大字上早川字野田2439番 畑　534㎡	園田飯太郎 熊本県上益城郡龍野村大字上早川	
熊本県阿蘇市赤水字蛇尾ノ上1708番 山林　3,386㎡	村上　亀芳 熊本県阿蘇郡永水村赤水644番地	

破産手続廃止

平成２４年（フ）第６２号

栃木県宇都宮市宝木本町1287番地６　ＳＩコーポＡ102号、前住所栃木県宇都宮市若草４丁目18番23号　サライハイツ若草102

破産者　磯野　　忠

１　決定年月日　平成24年12月21日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２３０号

栃木県鹿沼市府所町203番地７、開始決定時の住所栃木県鹿沼市緑町３丁目５番20号

破産者　島田　孝夫

１　決定年月日　平成24年12月21日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３０３号

栃木県鹿沼市鳥居跡町1437番地

破産者　有限会社柳寿司

１　決定年月日　平成24年12月21日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３０４号

栃木県鹿沼市上殿町891番地４

破産者　佐藤　時子

１　決定年月日　平成24年12月21日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３７１号

栃木県栃木市薗部町１丁目10番８号

破産者　有限会社アニーアンドケイティー

１　決定年月日　平成24年12月21日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３７２号

栃木県栃木市薗部町１丁目10番８号

破産者　大沢　佳子

１　決定年月日　平成24年12月21日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４２５号

栃木県宇都宮市花房１丁目10番４号

破産者　赤坂　和美

１　決定年月日　平成24年12月21日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５８１号

栃木県宇都宮市長岡町857番地１

破産者　有限会社サンセキ

１　決定年月日　平成24年12月21日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６５５号

栃木県足利市大沼田町829番地１　ＥＬＴＢ棟107号室

破産者　齋藤美枝子

１　決定年月日　平成24年12月21日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１３５３号

埼玉県上尾市小敷谷845番地１西上尾第一団地２―12―403

破産者　有限会社ビジョンマイクロシステム

１　決定年月日　平成24年12月25日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所第３民事部破産係